

「個人情報保護規程」

(本規程の目的、適用範囲)

第1条 この規程は、洋友会が、その活動目的のために保有する洋友会会員の個人情報の取得、保管、利用について必要事項を定め、洋友会の責務を明確にし、洋友会活動の推進を図りつつ、個人情報の適切な保護を行うことを目的とする。

この規程は、洋友会（洋友会を構成する洋友会会員、及び洋友会各種組織並びに洋友会業務に従事する者を含む）に適用する。

(定義)

第2条 この規程において、以下の用語は次の通り定義する。

(1) 個人情報

洋友会事務局及び各種組織が、その活動目的のために取得（自ら作成することを含む）した洋友会会員及び入会有資格者の個人に関する情報であって、それによって特定の個人を識別することができるもの。

（ここでは、氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、顔写真、印、名詞等とする）

(2) 個人情報データベース

前(1)項の個人情報を検索可能な状態に体系的に構成されたもの

（ここでは、パソコンによるデータベース、各種リストや名簿等とする）

(3) 法

個人情報保護法

(4) 洋友会会員

洋友会規約に定める会員

(5) 洋友会各種組織

洋友会会員によって組織された本部・全国各地の洋友会内部組織

(個人情報の利用目的、公表、目的外利用の禁止)

第3条 洋友会が取得し、保有する個人情報の利用目的は、以下の通りとする。

(1) 洋友会名簿の発行、

年次発行の洋友会「会員名簿」に収載する個人情報の項目は、所属地区毎に、氏名、郵便番号、住所、電話番号並びに生年月日とする。

(2) 個人情報データベースの維持・管理

パソコンによる個人情報データベースの項目は、所属地区毎に、入会年月日、氏名、郵便番号、住所、E-mail、電話番号、生年月日、定年時所属部署、定年区分、並びに退職年月とする。

(3) 会報等出版物（電子媒体によるものを含み、洋友会の活動目的に適うものに限る。）の配布

(4) 洋友会の各種事業、行事の伝達等に関する書類等の配布

(5) 長寿祝の管理、各種お見舞い・弔事等の管理

(6) 洋友会会費他の収受管理

- (7) 洋友会各種組織及び会員個人（又はグループ）による洋友会活動の支援
- (8) 洋友会への入会促進活動の為の入会者資格者個人情報提供
この為のパソコンによる個人情報データベースの維持・管理の項目は、所属地区毎に、退職年月、入会年月日、氏名、電話番号、定年時所属部署、郵便番号、並びに住所とする。
- (9) 洋友会の広報活動のための会員個人情報の提供
- (10) 三洋電機グループ関係会社、労働組合、健康保険組合、企業年金基金、金融機関、国・官公庁・地方公共団体、業務委託契約締結先及び提携先、への活動支援の為の会員個人情報の提供

- 2 1項に定める利用目的は、会報誌「洋友」、洋友会ホームページおよびその他各種情報提供資料によって公表する。1項の利用目的を変更した場合も同様とする。
- 3 1項に定める目的以外の目的で取得または保有する個人情報を利用しない。
ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合及び法令の定めによる場合はこの限りではない。

(個人情報の取得)

第4条 洋友会が取得し、保有する個人情報は、前条に定める利用目的のために必要な範囲に限るものとする。

- 2 個人情報の取得は、次のいずれかの方法による。
 - (1) 本人の同意に基づく「入会申込書」からの書面又は電子媒体による取得
 - (2) 本人からの口頭、書面又は電子媒体のいずれかによる取得
 - (3) 三洋電機グループ関係会社からの入手
 - (4) 洋友会が、その活動のために本人に対し付与又は作成したことによる取得
- 3 前項の方法により取得が不可能又は著しく困難な場合は、個人情報管理責任者が適切と認める方法によるものとする。
- 4 個人情報を取得しようとする場合は、偽りその他不正な手段を用いてはならない。

(個人情報管理責任者)

第5条 洋友会は、以下に定める個人情報管理責任者を定め、個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を確実にする。

- 2 洋友会に個人情報総括管理責任者を置き、洋友会本部会長がその任に当たる。
個人情報総括管理責任者は、事務局及び洋友会各種組織管理責任者を指揮し、洋友会の個人情報管理を統括する。
- 3 洋友会事務局に個人情報管理責任者を置く。
個人情報管理責任者は、洋友会各種組織管理責任者を指導し又一緒になって、洋友会における個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を統括する。
- 4 洋友会各種組織は、個人情報の取得、利用、提供及び維持の管理を確実にするために、当該組織の洋友会各種組織管理責任者を置く。
洋友会各種組織管理責任者は、当該組織に於ける個人情報の取得、利用、提供及び維持の為の

管理を統括する。

(個人情報維持管理)

第6条 洋友会（洋友会会員個人及び洋友会各種組織を含む）は、個人情報の取得、利用及び提供を適切に管理するとともに、保有する個人情報の紛失、漏洩、不正使用及び改ざんを防止し、また、その正確さの維持に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者及び洋友会各種組織管理責任者は、個人情報データベースに対する有資格者以外のアクセスを規制するために、適切な方法を講じなければならない。
- 3 洋友会事務局における個人情報の取得、利用、提供及び維持の管理ために、別途、管理規則を定めて実施する。

(個人情報の提供)

第7条 洋友会が保有する個人情報の提供は、洋友会内外を問わず、第3条に定める利用目的の範囲に限るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、洋友会が保有する個人情報を、洋友会内外を問わず必要な範囲において、提供できるものとする。
 - (1) あらかじめ本人の同意を得た場合
 - (2) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる時
 - (3) 法令の定めによる時
 - (4) その他、個人情報総括管理責任者および各種組織管理責任者が必要と認めた時

(個人情報提供の管理)

第8条 個人情報管理責任者は、それぞれの責任範囲において、前条に基づく個人情報の提供を適切に管理しなければならない。

- 2 事務局が保有する個人情報を洋友会各種組織又は会員個人（又はグループ）又は三洋電機グループ各社に提供する場合において、個人情報管理責任者は、次の事項について確認できない場合は、その提供を行わないこととする。
 - (1) 個人情報の提供を受ける洋友会各種組織又は会員個人（又はグループ）が、提供された個人情報の管理責任を明確にしていること。洋友会各種組織にあつては、洋友会各種組織管理責任者が定められていること。
 - (2) 提供される個人情報の利用目的が、第3条に定める利用目的の範囲内であること。
 - (3) 個人情報の提供を受ける洋友会各種組織又は会員個人（又はグループ）が、当該個人情報によって特定される本人から当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があつた場合、正当な理由がない限り、それに応じる責任を明確にしていること
 - (4) (3)の規定による本人からの当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があつた場合、要求を受けた洋友会各種組織又は会員個人（又はグループ）は、速やかにその事実及び採られた処置を個人情報管理責任者に報告することとしていること。

- 3 前項の規定は、洋友会各種組織又は会員個人（又はグループ）が他の洋友会各種組織又は会員個人（又はグループ）に、その保有する個人情報を提供する場合にも準用する
- 4 入会有資格者に関して洋友会が保有する情報の提供は、提供を受ける本人が次の事項について誓約する場合に限る。
 - (1) 第三者への再提供の禁止を含め、提供された個人情報の機密を維持すること
 - (2) 第3条に定める利用目的の範囲以内でのみ利用すること
 - (3) 当該個人情報によって特定される本人から当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、正当な理由がない限り、速やかにそれに応じること。
 - (4) 当該個人情報によって特定される本人から当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、その事実を個人情報管理責任者又は各種組織管理責任者に報告すること。

(三洋電機グループへの個人情報の提供)

第9条 洋友会が行う、第3条1項(9)に定める利用目的のための三洋電機グループに対する個人情報の提供は、第8条2項の定めに基づき、原則として洋友会事務局が担当して行う。

- 2 洋友会は、前項の提供の度に三洋電機グループの提供先それぞれと文書による契約を取り交わす。

(個人情報取り扱いの外部委託)

第10条 洋友会が名簿発行、会報の発送等のため個人情報の取り扱いを外部委託業者に委託する場合は、以下に従うものとする。

- (1) 個人情報の管理が可能な適切な委託業者を選定する。
- (2) 提供する個人情報は、委託する業務遂行のために必要最小限のものに限定する。
- (3) 委託先での個人情報の管理に関し、下記事項を含む契約を書面を取り交わす。
 - (イ) 委託された個人情報の機密保持および保護。
 - (ロ) 再委託の制限又は条件。
 - (ハ) 委託された個人情報のコピーの制限。
 - (ニ) 委託された個人情報の漏洩等の事故発生時の処置。
 - (ホ) 委託業務終了時の個人情報の消去及び個人情報を含む媒体の返却。
 - (ヘ) (イ)に係わる事故時の処置
 - (ト) 違反時の処置。

(保有する個人情報の開示)

第11条 洋友会は、保有する個人情報について、個人情報によって特定される当該本人から保有する個人情報について開示を求められた場合は、開示を求めてきた者が当該個人情報によって特定される本人であることを合理的かつ適切な方法で確認した後に、合理的と認められる範囲内で個人情報を開示するものとする。

- 2 前項による開示を求める申し出先は、個人情報管理責任者又は各種組織管理責任者のいずれか、当該個人情報を管理する者とする。
- 3 前1項に定める当該本人であることの確認の方法及び開示を求めるために当該本人が提出

しなければならない書面、開示のための料金は、別途、洋友会が定める。

(個人情報の訂正、利用の停止)

第12条 洋友会は、保有する個人情報について、当該個人情報によって特定される本人からデータの訂正、削除または利用の停止を求められた場合は、訂正等を求めてきた会員が当該個人情報に該当する本人であることを合理的かつ適切な方法で確認した後に、合理的と認められる範囲内で停滞なく処置を行うものとする。

- 2 前項の規定は、第8条2項(3)(4)及び4項(3)(4)に定める個人情報の訂正、利用の停止の場合にも適用する。

(関係者の苦情等の申し立て、処理)

第13条 洋友会は、保有する個人情報及びその取り扱いについて、当該個人情報によって特定される本人から苦情を受けた場合、状況に応じて迅速かつ適切に対応を行うものとする。

- 2 前項に定める苦情の申し出先は、事務局の個人情報管理責任者又は各組織管理責任者のいずれか、当該個人情報を管理する者とする。
- 3 洋友会各種組織及び会員（又はグループ）は、前項に定める苦情を受け付けた場合、その内容と処置について、洋友会事務局の個人情報管理責任者又は各組織管理責任者を通じ、個人情報総括管理責任者に報告するものとする。

(違反に対する処置)

第14条 洋友会内において、本規程に定める事項に違反して個人情報の利用目的以外の流用、提供、漏洩等があった場合、個人情報総括管理責任者は適切な処分を検討し実施するものとする。

- 2 洋友会は、何人かが故意又は過失によって洋友会が保有する個人情報を不正に取扱い、洋友会に重大な損害を与えた場合、賠償請求、法的処置を含む適切な処置を講じるものとする。

(本規程の見直し)

第15条 個人情報総括管理責任者は、第6条に定める個人情報の管理に関する事故並びに第13条及び第14条に定める苦情、違反の情報を収集し、本規程の見直しを行うものとする。

(本規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、別途に設置する「個人情報保護委員会」での決議をもって行う。

(附則)

この規程は、平成17年10月1日より施行する。